

パートナーシップ宣誓制度に関する協定書

茨城県、栃木県及び群馬県（以下「協定締結県」という。）は、パートナーシップ宣誓制度について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、協定締結県のいずれかのパートナーシップ宣誓制度を利用している者が、自分らしくいきいきと安心して生活できるよう協定締結県が連携・協力して支援することを目的とする。

（内容）

第2条 協定締結県は、前条の目的を達成するため、次の事項について、連携・協力する。

- （1）転入・転出時における宣誓手続の簡素化に関すること。
- （2）サービスの相互利用に関すること。
- （3）その他目的を達成するために必要なこと。

（有効期間）

第3条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、協定締結県のいずれからも、次項の規定による解約の意思表示がないときは、自動的に1年延長されるものとし、以後も同様とする。

2 協定締結県は、この協定を解約しようとするときは、1月前までに書面により相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

（協議）

第4条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、協定締結県が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、協定締結県は、記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年12月20日

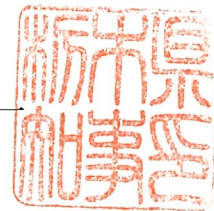
茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県知事 大井川 和彦



栃木県宇都宮市塙田 1 丁目 1 番 20 号

栃木県知事 福田 富一



群馬県前橋市大手町 1 丁目 1 番 1 号

群馬県知事 山本 一太

